

福岡県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
子どもの貧困対策の推進に関する部会 会議録

1. 開催日時 令和3年2月5日（金）10：00～12：00
2. 開催場所 福岡県中小企業振興センタービル 401会議室
3. 出席委員 安部委員、壹岐委員、伊藤委員、小方委員、杉原委員、中村委員、野口委員、花田委員、林委員、笠委員（10名）
4. 欠席委員 大谷委員、奥村委員、鎌田委員、小坂委員、高島委員、松崎委員、森松委員（7名）
5. 事務局 保護・援護課：余語課長、近藤企画監、土斐崎生活困窮者自立支援係長、江崎
6. オブザーバー 男女共同参画推進課、生活安全課、政策課、私学振興課、青少年育成課、健康増進課、高齢者地域包括ケア推進課、子育て支援課、児童家庭課、障がい福祉課、労働政策課、新雇用開発課、職業能力開発課、循環型社会推進課、住宅計画課、県営住宅課、財務課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課（22課）
7. 議題 （1）第2期「福岡県子どもの貧困対策推進計画」の骨子について
8. 議事の概要（司会：土斐崎係長）

①開会	余語課長 挨拶
②会議の成立について	福岡県社会福祉審議会規則第9条第3項の規定により準用する同規則第6条第3項の規定により、部会が成立していることを報告
③会議の公開について	子どもの貧困対策の推進に関する部会設置要綱第4条第1項の規定により、公開とすることを報告
④質疑応答	<p>（1）第2期「福岡県子どもの貧困対策推進計画」の骨子について近藤企画監が資料1により説明</p> <p>【質疑応答】 （花田委員）</p> <p>令和2年度まで児童養護施設の立場から申し上げますと、色んな施策を使っていたら子どもたちの進学率は全体的に伸びているかなと思いますし、それを見る下の子どもたちが自分たちも頑張ろうという更なる目標になっていると思います。社会的養護にいる子どもたち、児童養護施設は最後の砦と</p>

言われているんですけども、両親がおられても特定妊婦でなかなか子育てが難しいとか、虐待があったとか親御さんの教育と子どもさんの教育がつかって、やはり貧困というのがベースにあるお子さんばかりなので、根本的な解決を各課が横断的な連携をとってしていただかないと難しい状況だなどと思います。大学進学の子どもたちは実際増えているんですけど、理系にはなかなか行けないと。アルバイトと成人してから、児童福祉法を離れてから、そこで生活費と学費を用意しながら勉学に励むということがなかなか難しいお子さんも、全国的にも退学率も多くなってきている現状もあるので、卒業するまでの支援をどういうふうにしていくかというのは課題かなと思います。

(中村委員)

8ページにあります配慮を要する子どもへの支援というのは本当に意義深いことであって、そういうふうな感想を受けました。3点目なんですけれども、日本語指導が必要な児童生徒に対しての支援、それから体制づくりというのは必要性を感じています。本校は160名で約1割が外国の子どもたちです。まったく日本語がわからない状況で本校に入ってきて、ということがあるんですが、こちらに書いてあるように日本語指導の先生方の育成を図るところがなかなか難しい、どういった方法で進められていくのか、それから拠点校制度をとっていくのか、拠点となる学校を作っていくのか、色んな方法がありますけれども行き渡るように是非してほしいというところ、まず1点考えたところ。2点目なんですけれども、国がGIGAスクール構想を発信して、タブレットをすべての子どもたちにとということなんですけれども、県は全部行き渡っているのかどうか教えていただきたい。なぜかという、本校はすべての生徒にタブレットが行き渡っているのですが、不登校の子どもや感染が怖い子どもはオンライン授業に参加するようにしているところなので、SSWのアンケート、私たち現場の課題と本当に一致するところですが、そういったところでの課題解決の1つのツールとしてなかなか有効なものだなというふうに思っていますので、そこもお聞かせいただければなと思いました。

(義務教育課)

1点目の日本語教育が必要な子どもへの対応ですが、まずは県としては日本語指導が必要な児童生徒がいる子どもの在籍状況を確認しまして、そういった学校に指導加配と言いまして、教員を多めに配置するということをやっています。そのほか、育成という御質問もございましたが、在籍している学校の日本語指導にあたる先生であったり、そういった子どもが多い市町村の指導主事を対象に、なかなか難しいですけども専門性ですとか、全く日本

語を解しない子どもに対して、こういったところからアプローチしていくべきかといった研修を行いながら育成を進めているところです。2点目、GIGAスクール構想の関係です。小中学校については、全児童生徒に対して1人1台端末を今年度中に整備するという目標で進めています。福岡市については、整備の執行が早く進んだのでかなり入っていると思いますが、福岡県内60市町村あるなかで、12月末までに整備が終わっているのが13市町村、残りについては今年度中に整備が完了する予定になっています。お話のなかでもありましたように不登校児童生徒に対するオンラインでの授業配信や、感染が怖い子どもについて有効に活用しているという福岡市の好事例を聞かせていただいています。今後、各市町村でも整備が進んでいきますので、そういった事例が広く展開していけるよう周知していきたいと思います。

(安部会長)

日本語指導が必要な生徒が何人ぐらいいるか把握されていますか、もう一つタブレットは家に持って帰れますか。もし持って帰れるのであれば、家庭でのWi-fi環境そこら辺の配慮がいるのかなと思ったんですが。

(義務教育課)

まず1点目の日本語指導が必要な子どもの在籍状況ですけれども、本県公立小中学校の日本語指導が必要な児童生徒数については、平成30年度の数字ですが外国籍で407名、日本国籍で261名です。2点目に質問がありました持ち帰りについては、国が示しているGIGAスクール構想では持ち帰りを推奨しています。ただ一方で、市町村で整備するタブレットが市町村の学校の管理財産になるので、その取扱で分かれてしまっているという実態があります。国としては持ち帰りを推奨しているし、福岡市は土曜授業に活用したりといった事例もあるので、持ち帰りに向けたルールづくりですか、保護者との管理の約束の取り交わし方とか、そういったことを情報提供しているところですか。持ち帰った際の通信環境の問題です。通信環境については、家庭にWi-fiやLANが敷いてある家庭であれば上限なく使えますが、例えばスマホのテザリングを使っていると上限が一杯になってしまったりするので、国の補助事業、補正予算のなかで、通信環境がない家庭に対する通信環境の支援ということで、例えばモバイルWi-fiを市町村で買って低所得世帯に貸し出すとか、あるいは貸し出しではなくて、市町村内のコミュニティセンターとか、学校の空き教室を開放する形でそこで無料のWi-fiを提供するといった、そういったことを組み合わせて対応している状況です。

(小方委員)

9ページの生活の安定に資するための支援のところで、様々な課題を抱える保護者に、保育サービスの充実などの支援を確実に届けていくことが求められているということで、保育サービスがしっかりと様々な課題を抱える保護者に丁寧に届く形がしっかりなれば、保護者の方も助かると思うので、是非しっかりと確実に届けていけるようにしていただきたいと思う。

(野口委員)

コロナ禍において、ひとり親家庭のお子さんと保護者の方が、いただいた資料の中では明記されていないと思ったのですが、親御さんが医療従事者のおさんは学校の中で肩身の狭い思いをしているのではないかと考えていて、医療従事者のおさんの支援が必要だと思うのですが、そういった点でいじめまではいかないかもしれないが、学校生活を送りづらいような状況にあるのではないかなと感じるので、そういったところの調査はしていますか。

(義務教育課)

御質問の趣旨は医療従事者の家族ですとか、家族に感染があった子がコロナの風評被害、差別であったりとか嫌な思いをすることがないようにという趣旨かと思えます。学校現場におけるそういったコロナによる人権的な問題の防止については、県の人権教育課からそういったことに留意するようというので学校に注意喚起をしています。また、義務教育課からも学校における子どもの心のケアのなかには、今回アンケートにある生活リズムの乱れや家庭での不和もあるし、御質問にあったコロナを理由とした嫌がらせとか、そういったことも含めて、そういう目にあっていないかということを定期的にアンケートをとるようというのを要請して把握に努めています。人権教育課によると、学校でコロナに関する人権問題があれば報告があがってくる仕組みになっているが、学校からそういう事件としての報告は現時点ではないと聞いています。一方で、家庭や地域に帰ったときに周りの方が言われるとかまでは把握しきれない部分もあるので、引き続き差別がないようにといった指導は徹底していきたいと考えている。

(安部会長)

野口委員に聞きたいが、テレビの報道であしなが募金が街頭で活動できなくなったので、活動資金が減ったりとか、アルバイトができなくなって就学が困難になった学生がいっぱいいると聞いたがそこらへんはどうですか。

(野口委員)

あしなが学生募金、毎年、街頭で年2回実施していたが、コロナの状況な

ので街頭募金が中止になりクラウドファンディングとかで資金を集めている。実際、奨学生のなかでも奨学金だけでは学校の教育費が払えないということで、アルバイトを増やすしかないが、そのアルバイトでも飲食店だとなかなか入れないという状況があり、奨学生自身からもその親御さんからも今まで以上に苦しいという声があがってきている。

(安部会長)

そういう点で貧困対策はいかがでしょうか。もしこういった支援があると助かるとかありますか。

(野口委員)

奨学生も大半の子がアルバイトを掛け持ちしている状況なので、私自身もですが飲食店でアルバイトをしているが、先月からお店が閉まってしまいアルバイトができていない状況です。今までの奨学金のなかで生活は大丈夫ですが、将来が不安になっていて、実家を出て一人暮らしをしている家庭の子はアルバイトができないと苦しいのかなど。コロナでお店が閉まってしまった場合の、一人暮らしの子たちだけでも手当とかが出ないかなという思いはあります。

(安部会長)

18歳を過ぎたあとに子どもの貧困対策の子どもの部分を出してしまうので、そこがカバーできないのかもしれない。18歳を超えた子どもに対する、今みたいな方への支援は本計画では何かないのでしょうか。

(保護・援護課)

必ずしも大学生の子どもがこの計画のなかに入っていないわけではなく、社会的自立を果たすまでの継続的な支援ということで、例えば高等教育の無償化の制度の開始や、コロナの関係でいうと保護・援護課で生活福祉資金という特例の貸付をやっているけれども、そういった貸付、基本的に世帯主になるが、そういった一人暮らしのお子さんにも場合によっては対象にするような形でいくつか計画案のなかにも入っている。

(安部会長)

制度的にはしょうがないかもしれないが、奨学金も受けてて、そういった貸付を受けると借金ばかりになってしまう、なかなか難しいところかもしれない。

(杉原委員)

今の話と関連するが、大学進学を奨励するのであれば今こういう状況であったら、一人で住んでいる学生さんが大変、子どもが18歳を過ぎたからどうなるのかというのもあるが、家賃補助ではないですが公共のところに低額で入れるようなことをしてあげれば少し違うのかなと思う。県営住宅とか市営住宅とか、安く入れるようなことはできないのか。

(県営住宅課)

県営住宅については、住宅に困窮されている低所得の方を入居の対象としていて、成年の方又は未成年の方でも結婚された成年擬制されている方について入居を認めているところ。子どもにつきましては、原則としては入居は難しいところであるが、ひとり親の方については所得が非常に低い方であれば、家賃を4分の1とか2分の1とか所得に応じて減額することができるので、そういった制度を活用していただきたい。

(安部会長)

住宅は仕事をされている方に提供すると思っていて、学生に県営住宅を提供することは可能ですか。

(県営住宅課)

今のところは、原則としては成年の方が対象になっている。

(安部会長)

貧困家庭の子どもに大学進学を奨励するのであれば、その家庭に対しての住宅支援も一つの選択肢として考えられるのかなと思ひまして。

(壹岐委員)

県営住宅の話が出たが、住宅だけにかかわらず市との連携や町村との連携になると思うが、教育だけでなく全般的なものなので、貧困といいますが低所得、経済的な問題が根底にあるのかなと、色々な施策を動員してやらないといけないなかで、市町村も計画を作ってそれぞれに事業計画を作って行くものですが、支援をしていくと書いてある。しっかりとその辺、網を細かくしてもらって、県だけではとても救いきれないので。市町村の計画を作る段階でしっかりと困っていること、できないこと、県でないとなかなか人材が揃わないと、そういう部分もたくさんあると思うので、市町村の計画を作って、実効性のあるものとなるように県全体で支援をしてほしい。住宅の話もあったが、その点についても困っている方は県営住宅だけでは救いきれないので、市町村など細かい情報までも共有できるような体制を組んでもらわ

ないと、この貧困という、いきなり所得が上がるということはないので、所得をあげながら、そういう経済対策をしながら、こういうことで底上げをしていく必要があるので、しっかり細かく見て行って全庁を挙げて取り組んでもらいたい。すべてのことについて市町村との連携を深めてもらいたい。

(伊藤委員)

ひとり親家庭の団体に所属しているが、非正規で働いている方が会員の半数いる。実際、派遣切りにあわれた方が約3割程度いる、飲食店関係。新しい職を探すまでの期間がやはり経済的に苦しいところで、まだ決まっていない方もたくさんいらっしゃる。先ほど話にも出ましたが、市役所のほうで生活福祉資金の貸付もあるが、結構時間がかかるということで緊急なお金が皆さん困っているところ。派遣で働いている方、会社によるんですが大事にされているところもあれば、割と簡単に切られたりする会社もあって、そういったところで会社の対応を一律にさせていただけたらと思う。難しいと思うが、もっと緊急的な対策、辞めるのに1か月ぐらいの期間があるはずなのに、すぱっと切られる方もいて、会社も切羽詰まってということもあるかと思うが、きちんとしていないということも多いと聞くので、もう少し厳格にできたらと思う。現状、ひとり親家庭は経済的に困っている方が多い、現場にいるとそういった声をたくさん聞くので。身に詰まる思いでこの会議に来ているが、そこらへんを派遣切りにあつた方たちの気持ちを考えてもらい、細かな施策でもいいので力を貸してほしい。

(安部会長)

簡単に切られてしまうということですが、労働基準法では1か月前からだが、非正規の場合はどうなっているのか詳しい方はいますか。

(労働政策課)

直接、労働基準法の指導等については、国の福岡労働局が指導等をするようになっている。直接にはそういったところに相談して、きちんとルールに従ってもらう必要がある。派遣の方の場合はどうかということですが、仕事がなくなったから簡単にすぐ辞めさせていいということではなく、まずは派遣先の会社や派遣元の会社が協力して、新しい派遣先がないか探すといった努力をしてもらう必要があるということになっている。そういった点、県としても周知を図るようにしているところ。直接計画のこととは離れるが、コロナの関係等で仕事、働く場を失った方も多くおられる。先ほども話があったが、アルバイトをしている学生でアルバイトができなくなった、アルバイト先はあるが働ける時間が減ったということがある。そのような方のために、県で緊急短期雇用創出事業を行っており、期間は短いですが1か月とか3か

月とか、例えば県であったり市町村であったり臨時の仕事をしていただけるようなことをしており、まだ募集している求人もあるので是非そういったものを活用していただきたい。新しい仕事を見つけるまでのお金がないという話もあったが、この事業で当面の生活ができるための給料もでるので、活用していただければと思う。仕事を探す場合にハローワーク等に行くと思うが、県でも就職支援のための施設を設置している。若者向けの就職支援センターや、中高年の方に向けてのセンターがあり、子育て中のお母さまであれば子育て女性就職支援センターも設けており、個別に丁寧にお話を伺って仕事探しのお手伝いを行っているので是非そういったものを御活用いただきたい。

(保護・援護課)

保護・援護課の方でも先ほど貸付の話がありました。住居の話もありましたが、求職活動中も家賃を補助する住居確保給付金という制度もある。実際に郡部所管の住居確保給付金の申請書を見ているが、やはりそのなかでもひとり親家庭の方も目につくところもあるので、そういった困っている方になるべく早く支援が届けられるように相談窓口をきちんとやっていきたい。

(安部会長)

契約を切られた場合にこうした支援があるとか、こういったときにはこうした支援があるというような見やすいHPとかはないですか。

(保護・援護課)

特に新型コロナ関係ということもあり、県のHPのなかに新型コロナの特設ページのなかで、そういった相談窓口の紹介ですとか、相談窓口のほうでも自分のところの話だけではなく、例えば私ども生活困窮の相談窓口に来ていただければ、そこから必要があれば労働の就職支援の話であったり、他の関係の施策も紹介できるようにしているのでどこかしら相談に来ていただくとそこから連携してやっていければいいかなと思う。

(花田委員)

今のことに関連して紹介ですけれども、近くの病院が看護学校をやっている准看護師の資格を取りやすいので、HPでシングルの方大歓迎としたら、シングルの方に補助金が出るということで増えたということをやっていた。需要と供給のバランスですけど、そういう本当に人が必要なところは正規職員で働けることはシングルの女性にとって本当にありがたいことですし、すごく増えたというような話を聞いている。児童養護施設の子どもたちもそういったお子さんがいればという紹介をしている。生活の安定の支援ですが、社会的養護のほうは充実してきていて、NPO法人も然り、自立した

子どもたちの相談の窓口を開いていただいたり、手厚くなってきている。養育ビジョンで里親が増えてきているので、施設の里親支援専門相談員を活用して里親家庭のお子さんたちの自立もしっかり応援できるようにということと、私独自で起業家さんたちの会に所属して、起業家さんたちに子どもたちがストレートに就職できればいいが、実は子どもの貧困家庭、教育を受ける権利を奪われてきた子どもたちは入り口はいいが、なかなか続かない子どもたちも数多くいて、社会的にひきこもっていたり、転職が多かったり、そういった方たちのなかには貧困がベースにある方たちが多いので、先ほどのアパートの話もそうですが官民一体となって、しっかり企業さんとか不動産業界への周知をお願いしたい。そうすれば力になりたいけど、どこを窓口とすればわからないという方たちも多いので、それは是非お願いしたい。それから、妊産婦の虐待検証委員会にも入っているが、特定妊婦の方たちのマニュアルというか、そういう市町村のきめ細やかなと漠然と謳われているが、それをどのように支援していくのかというのを、市町村にしっかりマニュアルを作成してもらって支援してもらおうと虐待予防に関係してくるのではないかと思う。児童養護施設等退所者に対する支援のところで、児童相談所に精神科医の協力を得たと書いてあるが、諸外国であれば引き離したあと親のケアはセットで、それは義務として行われている。日本の場合は親御さんのケアを見れる専門員が少ないと聞いているが、親からすると遠いところに相談に行くのが、それは地域医療の中でしっかり精神的な不安を抱えている親御さんを支えてもらうため医師会に啓発していただきたい。児童相談所の嘱託医だけではなかなか厳しいので、医師会と協力をお願いしたい。児童家庭支援センターの運営だが、子育て支援の拠点や乳幼児に関しては県として力を入れているが、中学校、思春期の子どもたちの支援が抜け落ちていて、学校も課せられている課題が多くて場当たりの対応に終わってしまうこともあるので、思春期の子どもたちをどう支援していくのか、つなげていくのかということに関して、できれば児童家庭支援センターの設置を進めていただきたい。

(保護・援護課)

民間の取組、企業の取組の話がありました。直接県の事業ということではないので、施策のところに具体的に書いているわけではないが、様々なNPOや企業の取組が行われている。施策の推進体制のところ、2ページのところにも書いているが、県としてもこうした取組ときちんと連携していく、市町村の取組と民間の取組を結びつけていくとか、そうした取組が必要になってくると思っている。われわれとしても出来る限り、実際、どういう活動が行われおり、どういった支援が必要なのか、話を聞きながら取組を進めていきたいと考えている。

(児童家庭課)

自立支援の取組ですが、令和3年度から施設のほうに自立支援の担当の職員の配置が措置費でみれるようになってきている。こういったことがあるので、進学とか就職など自立支援や退所後のアフターケアなどはしっかりやっていきたい。児童相談所における精神科医のケアですが、法律のほうで医療的機能、医師の配置をするようにとされているので、今後医師会と連携しながらそうした機能を高めていきたいと考えている。児童家庭支援センターの運営の話ですが、今1か所でやっているが児童養護施設の高機能化、多機能化というのがあるので、そういったことを進めていくのでそのなかできめ細かにできるように取り組んでいく。

(安部会長)

13ページの子育て応援宣言企業とありますが、現在どれぐらいの数が登録されているのか教えてほしい。

(新雇用開発課)

令和2年12月末現在で7,459社です。事業所も入っています。

(安部会長)

具体的に宣言をするということは、こんなことを自分達はやりますとか内容を教えてください。宣言した以上、こうしたことをしないといけないという縛りとかがあるのか。

(新雇用開発課)

子育て応援宣言企業というのは、企業のトップの方が従業員の仕事と子育ての両立を応援する、自ら宣言していただいてそれを県が登録するというものです。具体的には育児休業を取りやすい環境づくりであったり、育児休業中に職場とのコミュニケーションが取れる仕組みづくり、それから円滑な職場復帰に向けたサポート、職場復帰後の弾力的な勤務時間の配慮、男性の育児参加を促進させるための具体的な取組を柱としてやっている。主な宣言内容としては、仕事と家庭の両立がしやすいように社内の従業員の方へ育児休業制度の周知とか、企業によっては学校行事であったり、子どもの病気、保育所の送迎、そういったときに半日休暇、時間単位の休暇を認めるという法を超えたところで制度を整えている企業もあります。企業によって取組みは様々です。

(安部会長)

ワークライフバランスという、日本の子育て支援において一番やらないことだと思うので、いいことだと思う。もっと積極的に自分たちの従業員だけでなく、他の人たちへも支援を会社のアピールとか民間の力があればなどと思う。具体的にどういったことをやっていきたいとかありますか。

(保護・援護課)

先ほど紹介しましたが、地域のなかでの子育て支援を行われているNPOや企業もあるので、なるべくそうした情報を把握しながら発信していくとか、実際取り組むときに連携をするような形で県内一丸となって取組を進めていきたい。

(安部会長)

4ページの数値目標はコロナの影響を想定して、現在進行形なのでこれから先どれぐらい立ち直るかという見通しはとれないというのがあると思うが、この数値目標はどれぐらい考えているのか。

(保護・援護課)

数値目標の設定にあたっては、今の数値をベースに考えているところもあるが、数値のなかには新型コロナの感染拡大の影響をうけて、令和元年度の数値はよかったが、令和2年度になって数値が落ちているものなど変動が大きいものもある。そういったものに関しては、そうした状況を加味した上での目標設定をしているところ。具体的に申し上げますと、独自項目の3番目子育て女性就職支援センターによる就職者数があるが、令和元年度までは経済状況が上向きであったので高い数値となっていたが、令和2年度になったらコロナの影響を受けて就職者数も減少傾向も見られたところなので、そうした状況を踏まえたところでの目標設定としている。

(安部会長)

3ページの児童養護施設の子ども（高等学校等卒業後）の進学率、前回平成30年度が31.1%で、令和元年度24.2%と下がっているが。

(児童家庭課)

これはもともと分母が小さいもので少し数が動くと率がすごく動くというもので、直近の令和元年度が低くなっています。この要因としては、高校受験時から工業高校に進学するなど、もともと就職を目指していた子が多かったこと、また、障がいがあって就労型のグループホームに入ること

あって進学にも就職にもつかない子がいたということです。

(中村委員)

4ページのスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーのところですが、スクールソーシャルワーカーは対応実績でスクールカウンセラーは配置率というふうになっているが、各市町村でスクールソーシャルワーカーの配置の考え方が違うということが要因になっているのか、対応実績があることが多いほうがいいのかということが数値目標となっているのか。スクールソーシャルワーカーを数値目標にしている理由を教えてください。

(保護・援護課)

スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合の話ですが、話にもありましたようにスクールソーシャルワーカーの方が対応されたこと自体が取組をやったので数値が増えたということなのか、課題がある子が増えたので結果として増えたということなのか、例えば目標値を100%としたとしてもそれが施策の結果として出たものかどうかが複雑なところがあるので、これに関しては毎年数値は見えていくが目標値の設定は行わないという、この値が高いほうがいいのかどうかというのがあるので観測指標として毎年数値だけは見ていこうとしている。

(中村委員)

実際、スクールソーシャルワーカーの配置状況はどのようになっていますか。

(義務教育課)

スクールソーシャルワーカーについては政令市を除く県内58市町村中55市町村で配置がされている。カウンセラーについては学校に対してという考え方になっているが、ソーシャルワーカーについてはもう少し広域で市町村単位の配置となっている。

(安部会長)

スクールソーシャルワーカーは配置型と派遣型があって、市町村に1人いて要請があったところに行くとなっていますが、国もそういう数値の取り方ですか。

(保護・援護課)

ここに示している20項目については、国の大綱のほうでこういう形で指標を立てているということで位置付けをしている。

(安部会長)

58市町村のうち55市町村に配置されていて、98%と100%に近いが県派遣のスクールソーシャルワーカーが対応しているということか。

(義務教育課)

本調査はスクールソーシャルワーカーが配置されているところに尋ねており、市町村内の学校で年度内にスクールソーシャルワーカーが対応した実績があるかという調査項目である。なかには小規模校などでその年にはスクールソーシャルワーカーが入った案件がなかったという学校もあり、それら年々で様々なので観測値としている。スクールソーシャルワーカーが入って対応している学校がこれだけあるという事実を示す調査になっている。

(安部会長)

ほとんどの学校にスクールソーシャルワーカーがいて活動しているとのことですが、不思議で55市町村にしか配置されていないのに58市町村で98%という数字がある。

(義務教育課)

これは配置している市町村に対応実績を聞いているので、配置が無い市町は母数に入っていない。なお、補足として、配置していない市町では、スクールソーシャルワーカーとしての任用はしていないが、学校で課題があるときにはその市町村が任用する社会福祉の専門職員の方が対応していると聞いている。

(安部会長)

チーム学校を基盤とした子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校があるのではないかと思います。

(林委員)

高校支援のところは教育支援の関係で高校中退者の防止を支援していくところだと思うが、実際の少年非行を見ていくとやはりこういう対策、無職少年の支援を手厚くしていくのはありがたい話だが、現場で感じているなかで中学卒業後、いわゆる無職少年がいるが、中学卒業時には進学とか就職とか学校内で解決していくが、なかに埋もれたなかで支援が途切れてしまえば学校も手を出さないというところで受け皿がない。久留米市では立ち直り支援施設でみらくるホームというのを作っているが、そういうふうなものが各市町村にはない。青少年育成課があげている高校中退者などここで読

めるのかもしれないが、在学時もある程度、今の時期になるのですが進学も決まっていない、就職も決まっていないような子を積極的に情報を入手していることがあるのか、そうした子たちに今後の窓口、こうしたものがあるよといったアナウンスをしているのか聞きたい。

(青少年育成課)

8ページ、高校中退者などの困難を有する若者を適切な支援機関につなぐ窓口を設置し、就学や職業的自立を促しますというところです。高校を中退された方は学校とのつながりがなくなるというところで、高校中退者などを対象に相談窓口を設置しています。専門のスタッフが相談者の状況や進路希望を把握した上で、適切な支援機関や学校、通信制高校の情報提供を行うなどの支援を行っています。中学を卒業して進学していない方についても同じような状況があり、この窓口ではこうした方からの相談にも応じているところであり、中学校にもこの窓口を周知しています。なお、久留米市のみらくるホームですが、県も支援を行っております。

(安部会長)

高校教育課に聞きたい。8ページのところで進路支援コーディネーターを配置して進路指導や就職指導を支援しますと。こうした方は在学中の生活の困り感なんかも相談を受けるのか。

(高校教育課)

進路支援コーディネーターは学校に配置しており、県内県立高校10校に配置しているところ。在学中の生徒への支援という形で進学や就職の支援を取り扱っている。

(安部会長)

名前が進路支援コーディネーターなのですが、中退防止だとか生活のなかでの困り感というのは高校でサポートできるようななにかあるのか。この方がやっているのか。

(高校教育課)

県立高校には現在12校にスクールソーシャルワーカーを配置している。また、スクールカウンセラーについては今年度から県立高校では全校に配置しているので、生活に関する困り感とかは学校のなかで相談できる体制は確保している。

(伊藤委員)

最近、うちの会のなかで話題になっているのが養育費の問題ですが、全国的にひとり親の養育費が支払われていない現状があって、全国的に各県とかで新しい施策が行われているみたいだが福岡県の取組を教えてください。

(児童家庭課)

養育費については、ひとり親サポートセンターが春日、久留米、飯塚にあるが、そこでひとり親を対象に養育費に関する法律相談を行っている。来所が困難な場合は、弁護士への相談ができるように日を決めて集中電話相談を行っている。それから、弁護士へ実際相談する際に1時間無料で受けられるクーポン券を配布している。あと養育費の取り決めをしようということで、離婚届を出されるときにそういった必要性をPRするようなチラシを配布するようお願いしているところです。国では取決めを法制化しようという動きもあるので、そうしたところをしっかりと見ていきたいと考えている。

(伊藤委員)

去年だったと思うが、ZOZOTOWNの社長が養育費の問題で新しく会社を立ち上げてやっているというのは御存知かもしれないが、他にも自治体で養育費の法律相談よりもう一步踏み込んで肩代わりのような間に入ってやる。また、養育費の取決めを離婚する前に夫婦で行う公正証書の作成の費用を自治体で負担するなど施策をやっている県もあるので、福岡県も一步踏み込んだ施策を今後お願いしたいと思う。

(児童家庭課)

そのことについては、国の方でモデル事業として都道府県、政令市、中核市に対して助成制度を作っている。国はモデル事業の状況を見ているところなので、県としては、そうした状況を見た上で検討していきたいと思う。

(安部会長)

確認ですが推進計画なので議会に報告することになるのですか。どのように策定されるのか。

(保護・援護課)

計画策定にあたっては、県議会に子育てに関する特別委員会があり、先日御意見を賜ったところです。議会に上程する、本議会のなかでこれについて議論していただくものではないため、県議会の特別委員会であるとか、本日の部会であるとか、パブリックコメントでの県民の皆様方からの意見、こういったものを勘案して最終的に計画を作り上げるという段取りで考えている

	<p>ところです。</p> <p>(安部会長)</p> <p>3月中にできあがって、今年の4月から実施という行政計画ということで すね。</p> <p>(2) その他</p> <p>委員及び事務局から特に意見なし。</p> <p>(3) 閉会</p>
--	---